

徳島県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林の所在場所

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二（次の図に示す部分に限る。）、三八の五、三八の六、三八の八から三八の一〇まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）